

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(三六〇・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の変更(三六一・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三六二・福祉政策課)	3
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(三六三・水産漁港課)	3
公共測量終了の通知(三六四・建設管理課)	4
土地区画整理事業の終了の認可(三六五・都市計画課)	4
都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三六六・都市計画課)	4

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームひまわり	有限会社松橋商事 代表取締役	北秋田郡鷹巣町鷹巣字本屋敷百十四番地三	痴呆対応型共同生活介護	平成十七年三月一日
ショートステイ清川の里	有限会社ミツイ設計 代表取締役	横手市清川町十三番十六号	短期入所生活介護	平成十六年八月一日
アイリスケアセンターますだ	株式会社ニチイ学館 代表取締役	平鹿郡増田町増田字月山西二十九番地十三	訪問介護、居宅介護支援事業	平成十七年二月一日
ダスキンヘルスレント横手ステーション	有限会社ダスキンよねや 代表取締役	横手市横手町一の口五十番地五	福祉用具貸与	平成十六年十二月一日

## 告 示

- 秋田県私立学校審議会の委員の定数(三六七・教育庁総務課)……………5
- 公 告
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(人事課)……………5
- 県管土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)……………6
- 土地改良区の役員の届出(山本地域振興局農林部)……………6
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………6
- 土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………6
- 県管土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)……………6
- 市町村管土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………6
- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権に係る増殖量(一、二)……………6

### 秋田県告示第三百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百六十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
能代在宅介護支援プランセンター	有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市西通町七番二号	能代市西通町七番二号 有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市上町六番六号 有限会社やさしい風 取締役	居宅介護支援事業	平成十五年九月一日
やさしい風訪問介護	有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市西通町七番二号	能代市西通町七番二号 有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市上町六番六号 有限会社やさしい風 取締役	訪問介護	平成十五年九月一日
やさしい風福祉レンタル	有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市西通町七番二号	能代市西通町七番二号 有限会社秋田ビジネス 取締役	能代市上町六番六号 有限会社やさしい風 取締役	福祉用具貸与	平成十五年九月一日

ももかげんきハウス	株式会社宮腰蒲団店 代表取締役	能代市畠町七番四十号	福祉用具貸与	平成十四年三月一日
-----------	--------------------	------------	--------	-----------

秋田県告示第三百六十二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
アイリスケアセンター横手	株式会社ニチイ学館 代表取締役	横手市中央町六番二十六号 GOビルF	訪問介護、居宅介護支援事業	平成十七年一月三十一日
河辺町社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	河辺郡河辺町北野田高屋字上前田表六十六番地一	居宅介護支援事業	平成十七年一月十日
せせらぎ苑居宅介護支援事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	河辺郡河辺町三内字外川原三十四番地二	居宅介護支援事業	平成十七年一月十日
せせらぎ苑通所介護事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	河辺郡河辺町三内字外川原三十四番地二	通所介護	平成十七年一月十日
河辺町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	河辺郡河辺町北野田高屋字上前田表六十六番地一	訪問介護	平成十七年一月十日

秋田県告示第三百六十三号  
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、

次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。  
 平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害等補償法第百十二条 第一項の申出を 漁業協同組合の 名称とする 秋田県漁業協同組合	縦覧期間 平成十七年三月二十五日から同 縦覧場所 男鹿市北浦北浦字忍田百五番地
男鹿市五里合神谷字谷地中九番地二 五里合	

男鹿市五里合神谷字向谷地六十二番地 杉本 信良 杉本 勇悦			年四月八日まで	秋田県漁業協同組合北浦総括支所
男鹿市脇本脇本字脇本四十九番地二 高桑 芳英 男鹿市脇本脇本字石館三十二番地四 加藤 邦夫	脇本	秋田県漁業協同組合	平成十七年三月二十五日から同年四月八日まで	男鹿市脇本脇本字七沢十九番地 秋田県漁業協同組合脇本支所
由利本荘市西目町海士剥字海士剥下五十二番地五一 佐々木 徳一郎 由利本荘市西目町海士剥字御月森一番地百七十四 佐々木 未太郎	西目町	秋田県漁業協同組合	平成十七年三月二十五日から同年四月八日まで	由利郡金浦町金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

秋田県告示第三百六十四号

平成十六年秋田県告示第五百九十一号の公共測量について、平成十七年三月十一日終了した旨秋田市長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 土地区画整理事業の名称

横手市館ノ下地区土地区画整理事業

二 施行地区

横手市安田字向田、赤坂字館ノ下及び婦気大堤字婦気前の各一部

三 施行認可の年月日

平成九年十二月十一日

四 施行者の名称

朝日綜合株式会社 代表取締役 熊谷 邦夫

五 事業施行期間

平成九年十二月十九日から平成十七年三月三十一日まで

六 終了認可の年月日

平成十七年三月十七日

秋田県告示第三百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十二年建設省告示第二千三百六十一号田沢湖都市計画道路事業三・五・二号

駅前宮ノ前線  
 二 施行者の名称  
 秋田県  
 三 事務所の所在地  
 (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課  
 (二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部  
 四 事業地の所在  
 収用の部分 平成十二年建設省告示第二千三百六十一号の事業地のうち仙北郡田沢町生保内字水沢を削り、同郡同町生保内字水尻を加える。

秋田県告示第三百六十七号  
 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第十条第一項の規定による秋田県私立学校審議会の委員の定数は、十人とし、平成十七年四月一日から施行する。  
 秋田県私立学校審議会の委員の定数(昭和二十五年秋田県告示第二百三十五号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。  
 平成十七年三月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

公 告

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年三月二十五日

一 入札に付する物件の所在地、面積等

秋田県知事 寺田典城

所在地		地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)
仙北郡田沢町生保内字駒ケ岳二番二二八		山林	六七、三六三・〇〇	四四、四〇〇、〇〇〇
建物	四、五六八・八八		五三、五〇〇、〇〇〇	

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所 期 間

秋田県総務部人事課  
 (電話〇一八 八六〇 一〇四九)  
 平成十七年三月二十五日(金) から同年四月十四日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
秋田県出納局管財課入札室	平成十七年四月十五日(金) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合  
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合  
 印鑑及び登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。  
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

- (一) 物件の説明を平成十七年四月五日(火)午後一時三十分から物件の所在地で行う。
- (二) 土地の価格は、公簿上の面積で積算したものであるため、後日確定させる実測値に基づき精算を行うものであること。
- (三) 温泉の供給については、田沢湖町温泉条例(昭和三十六年条例第三十一号)の規定に基づき、新たに許可を受けなければならぬものであること。
- (四) 詳細に関しては、秋田県総務部人事課福利厚生班(電話〇一八 八六〇 一〇四九)に照会のこと。

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（砂子沢地区ほ場整備事業）  
完了年月日 平成十七年三月十日
- 二 県営土地改良事業（荒川地区ほ場整備事業）  
完了年月日 平成十七年三月十日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同法第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
山本郡二ツ井町飛根字羽立八十四番地

山 谷 政 一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年三月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、本荘市子吉土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年三月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（明法台地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成十六年十月五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、西木村から協議があった土地改良事業（松木内地区中山間地域総合整備事業）の施行について、平成十七年三月十七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号  
内水面における増殖事業の推進を図るため、平成十七年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたと公告する。  
平成十七年三月二十五日

秋田県内水面漁場管理委員会 会長 伊 藤 彊

漁業協同組合	免許番号	魚 種								
		あゆ kg	いわな 千尾	やまめ 千尾	こい kg	ふな kg	やつめ うなぎ 尾	にじます 千尾	さくらます 千尾	産卵場 造成箇所
雄勝漁業協同組合	内共 1号	400	15	100						3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2、3号	500	50	50	150	50				3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	200	40	50	30	30				3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	250	3	10	330	20	100			3
県南漁業協同組合	内共 6号	300	3	3	1,050	50	150			3
横手川漁業協同組合	内共 7号	200	10	10	330	20	250			3
仙北漁業協同組合	内共 8号	100	9	20	1,000	50				7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	80	10	10	500	100	100			5
北仙漁業協同組合	内共 10号	1,680	20	80	240	50	100			3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	300	10	10	350	150	200			3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	900	20	150	450	50	200			3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	150	80	5						3
比内町漁業協同組合	内共 14号	120	100	100	50	50	50			5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5				5		1
大館市漁業協同組合	内共 16号	110	15	10	180	20	100			4
田代町漁業協同組合	内共 17号	300	10	15	50	50	100			3
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	200	10	10	50	10				2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	600	30	30	50	10	500	1	100	3
萩形ダム漁業協同組合	内共20、21号	90	12	12	150	30				3
粕毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	280	20				3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	53		15			100			1
子吉川水系漁業協同組合	内共24、25号	1,035	21	31	2,050	150	600			7
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	70	20	10						1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	100	20	5	100					4
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	250	15	5	65	10				1
合 計		8,388	548	786	7,455	920	2,550	6	100	80

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号  
 十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成十七年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公告する。  
 平成十七年三月二十五日  
 秋田県内水面漁場管理委員会 会長 伊藤 疆

農内共第一号	免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
十和田湖増殖漁業協同組合			ひめます こい ふな えび さくらます	七〇万尾 十万尾 五万尾 十六箇所 一万尾

発行者 秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)8766 FAX(863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

